

いじめ防止基本方針(概要版)

東京都立田無特別支援学校 いじめ防止対策委員会 平成29年5月改定

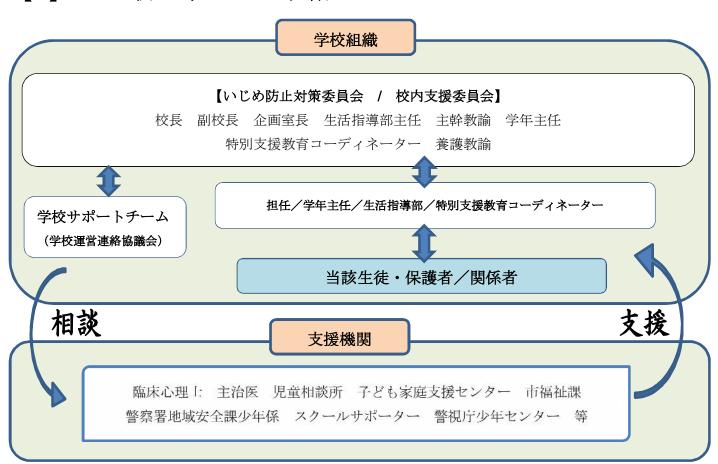
【1】いじめ問題への基本的な考え方

- ① いじめを見逃さず、いじめを許さない学校をつくります。
- ② いじめられた生徒を守り、いじめた生徒への指導を徹底し、安心・安全な学校をつくります。
- ③ 担任だけではなく、学校全体で対処します。
- ④ 学校だけではなく、保護者や地域の支援機関と連携して対処します。

【2】学校及び教職員の責務

田無特別支援学校及び教職員は、本校に在籍する生徒の保護者、地域住民や関係機関との連携を図 り、担任だけではなく学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍す る生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有します。

【3】いじめ防止等のための組織



【いじめ防止対策委員会】いじめ等生徒に関する情報交換、指導方針および重大事故への対処にあたります。 【学校サポートチーム】当該ケースの対応について助言を行い、いじめ防止対策委員会を支援します。

【校内支援委員会】日常的な生活指導、家庭支援の方針確認、学年を超えた指導の連絡・調整にあたります。

【4】段階に応じた具体的な取組

未然防止

- *生徒自身がいじめについて考え、行動の是非の判断ができるよう指導します。
- *コミュニケーション能力を育て、適切な対人関係が築けるよう指導します。
- *「全体指導」「個別指導」を通じて、学校全体でいじめを許さない雰囲気を醸成します。
- *「わかる」授業実践で、生徒の達成感を育みます。

早期発見

- *生徒の様子や変化について、担任、保護者、生活指導部、養護教諭等、情報交換を行います。
- *学年を超えて学校全体で情報を共有し、複数の目で生徒の様子を把握します。
- *生徒が相談しやすい人間関係を築きます。
- *年3回アンケート(面接)を実施し、生徒の不安や不満などの気持ちをくみ取ります。

早期対応

- *生徒の聞き取りを行い、事実関係をあきらかにします。
- *担任だけではなく、生活指導部、学年主任、養護教諭等が連携し、組織的に対応します。
- *ケースによっては外部の関係機関と連携をはかります。
- *毅然とした指導を心がけ、再発防止をはかります。

重大事態対応

- *いじめられた生徒の安全確保や心のケア、授業環境の整備、保護者への説明につとめます。
- *関係部署や機関と連携し、事実関係の調査や対応につとめます。
- *事実関係を解明するための外部調査に協力します。

【5】 教職員研修計画

- *対人関係やコミュニケーション、障害特性等に関する研修を深め、障害理解、生徒理解につとめます。
- *生徒のケースに沿った指導方法や、いじめの観点、いじめ防止の指導方法についての研修を行います。

【6】保護者や支援機関との連携、取組の評価

- *保護者からの相談を随時受け付けます。
- *必要に応じて主治医、児童相談所、子ども家庭支援センター等支援機関と相談の機会をつくり、保 護者とともに解決への道筋を考えます。
- *ケースによっては警察との連携を図ります。
- *学校便り、学年便りや生活指導便りなどを通じて、生徒の様子や指導について随時紹介します。
- *「学校評価」において、学校での取組に対する意見、要望をお聞きします。アンケート内容については検討し、指導計画に反映させます。